

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第49号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第19条第 1 項」の次に「から第 3 項まで」を加える。

第 6 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 7 条を次のように改める。

（第 1 号部分休業の承認）

第 7 条 第 1 号部分休業（法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業をいう。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第 7 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 7 条の 2 第 2 号部分休業（法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1 時間を

単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に1時間未満の端数がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第7条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第7条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第8条中「第5条の規定は、部分休業について準用」を「法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときと」に改める。

第9条第1項中「は、当該職員」の次に「（以下「申出職員」という。）」を加え、「当該職員の」を「申出職員の」に改め、同条第2項中「当該職員

が」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 9 条の 2 任命権者は、前条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、申出職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立を妨げる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、市長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立を妨げる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合のこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第 7 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後条例第 9 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。